

免許状更新に係る事務処理関係資料

免除事由の証明の方法

静岡県教育委員会

免除事由の区分		証明の方法
校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭 (免許法施行規則第61条の4①) (改正省令附則第10条I①)	公立学校・園・幼保連携型認定こども園	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合 1 県立学校の校長は省略 (免許管理者による確認) 2 市町立学校の校長(園長)は市町教育委員会の証明 3 幼保連携型認定こども園の園長は市町長の証明
	国立学校・園	校長(園長)の証明 ※校長本人の場合は法人の長の証明
	私立学校・園・幼保連携型認定こども園	校長(園長)の証明 ※校長本人の場合は法人の長の証明
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者 (免許法施行規則第61条の4②) (改正省令附則第10条I②)		1 県教育委員会職員の場合は省略 (免許管理者による確認) 2 市町教育委員会職員の場合は市町教育委員会の証明
免許状更新講習の講師 (免許法施行規則第61条の4③) (改正省令附則第10条I③)		免許状更新講習の開設者の証明
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずるとして免許管理者が定める者 (免許法施行規則第61条の4④) (改正省令附則第10条I④)		1 県職員の場合は省略 (免許管理者による確認) 2 その他の職員の場合は任命権者又は雇用者の証明
優秀教員表彰者 (免許法施行規則第61条の4⑤) (改正省令附則第10条I⑤)		校長(園長)の証明 ※表彰状等による校長(園長)の確認による証明
その他文部科学大臣が定める者 (免許法施行規則第61条の4⑥) (改正省令附則第10条I⑥)		その者の任命権者・雇用者の証明

平成27年9月 改正